

## 北海道立女性プラザ指定管理者候補者決定基準

## I 申請資格等（申請の形式的要件）審査

## (1) 申請資格

申請日において、次に掲げる申請資格を有しないものは、失格とする。なお、申請資格の確認基準日は、当該申請の日とする。

- ア 北海道内に事業所又は事務所を有する法人その他の団体であること  
（団体を構成員とする連合体（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、全ての構成員が、道内に事業所又は事務所を有すること）
- イ 道立施設の管理を目的として、道から基本財産または資本金に出資または出捐を受けていないこと

## (2) 欠格事項

次に掲げる欠格事項（北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第125号。以下「指定手續条例施行規則」という。）第5条各号に定めるものをいう。以下同じ。）に該当するものは、欠格とする。なお、確認基準日は、申請期間終了後、北海道立女性プラザ指定管理者候補者選定委員会において申請資格等審査（申請の形式的な要件に係る審査）を行う日とする。

## &lt;指定手續条例施行規則第5条&gt;

- (欠格事項)  
第5条 知事は、条例第4条に規定する申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請者を指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定してはならない。
- (1) 当該団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から4年を経過しない団体
- (2) 当該団体の役員（法人でない団体にあっては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体  
ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者  
イ 破産手續開始の決定を受けて復権を得ないもの  
ウ 道における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
- (3) 破産手續開始の決定を受けた法人又は清算法人
- (4) 次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人  
ア 道の知事  
イ 道議会の議員

## (3) 負担金限度額

道が、指定期間における本施設の指定管理業務に係る費用を負担するため、指定管理者に支払う負担金は、総額で~~1,285,750.00~~円を限度とする。

申請書に添付する収支計画書において、道が支払う負担金収入の総額が、記載されていない場合、又は上記の額を超えている場合は、失格とする。

## (4) その他の形式的要件

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 申請者が本施設について複数の申請をしている場合
- ① 単独で申請した団体が、他のコンソーシアムの構成員として申請した場合
- ② コンソーシアムとして申請した構成員が、単独で、又は他のコンソーシアムの構成員として申請した場合
- イ 申請書類が、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合
- ① 本公募要項に定める申請期間、提出先及び提出方法に適合していないもの
- ② 記載事項に不備があるもの
- a 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していないもの
- b 記載すべき事項の一部が記載されていないもの
- c 虚偽の内容が記載されていることが判明したもの

## II 選定基準及び審査の項目

## (1) 選定基準

ア 最適な候補者の選定は、次に掲げる選定基準（北海道公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成16年北海道条例第89号。以下「指定手續条例」という。）第4条第1号から第4号までに規定するもの及び同条例第5号の規定に基づき選定委員会の審議を経て定めるものをいう。以下同じ。）に基づき、総合的な審査を実施して決定する。

## &lt;指定手續条例第4条&gt;

- (選定)  
第4条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、当該団体（申請資格を有するものに限る。以下「申請者」という。）について、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。
- (1) 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること
- (2) 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること
- (3) 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること
- (4) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準

イ 本施設の性質又は目的に応じて定める基準

指定手続条例第4条第5号の規定に基づき、本施設の性質又は目的に応じて定める選定基準は、次のとおりとする。

・北海道男女平等参画推進条例第14条第2項に規定する「道民及び民間の団体が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設」としてふさわしいものであり、かつ、北海道立女性プラザ条例第3条に規定する各事業を効果的・効率的に実施する提案内容であること。

＜北海道男女平等参画推進条例第14条第2項＞

(道民の活動等に対する支援)  
第14条第2項 道は、道民及び民間の団体が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

＜北海道立女性プラザ条例第3条＞

(事業)  
第3条 女性プラザは、次の事業を行う。  
(1) 女性に関する諸問題及び男女平等参画についての情報を収集し、及び提供し、並びに調査研究を行うこと。  
(2) 女性に関する諸問題及び男女平等参画についての研修会、講演会等を主催し、及びその開催を援助すること。  
(3) 女性が行う自主的な交流活動、文化活動及び健康づくり活動を援助すること。  
(4) 女性に関する諸問題についての相談に応ずること。  
(5) その他設置の目的を達成するために必要な事業

(2) 審査項目

指定手続条例施行規則第4条の規定に基づき、選定基準ごとに定める具体的な審査の項目(以下「審査項目」という。)は、Ⅲ(2)の必須項目審査及びⅢ(3)の加点項目審査に係る審査項目の2種類とする。

Ⅲ 審査及び選定の方法

(1) 申請資格等審査

表1に掲げる申請資格等審査項目に掲げる要件を満たしているかどうかについて審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、失格とする。

(2) 必須項目審査

申請の形式上の要件に適合していると判断した申請者を対象として、申請書類の内容が、選定基準の適合状況を審査するに必要かつ十分な記載があること及び選定基準に適合しているか否かについて、表2に示す必須項目ごとに審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、選定対象外とする。

(3) 加点項目審査

ア 審査項目・得点化

申請書類に記載された内容について、表3に示す加点項目ごとに、イに示す評価方法により審査し、同表に示す配点に応じて得点化する。

なお、加点項目審査において審査する項目及び配点については、道が本事業に対して申請者の創意工夫の発揮を期待する度合いを勘案して設定したものである。

イ 評価方法

可能な限り客観的に評価するため、各評価事項について、別記「加点審査項目に係る評価の視点」に基づき審査し、表4(評価方法)に示す方法により得点を付与するものとする。

なお、得点化の際に生じた端数については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位までを有効数値とする。

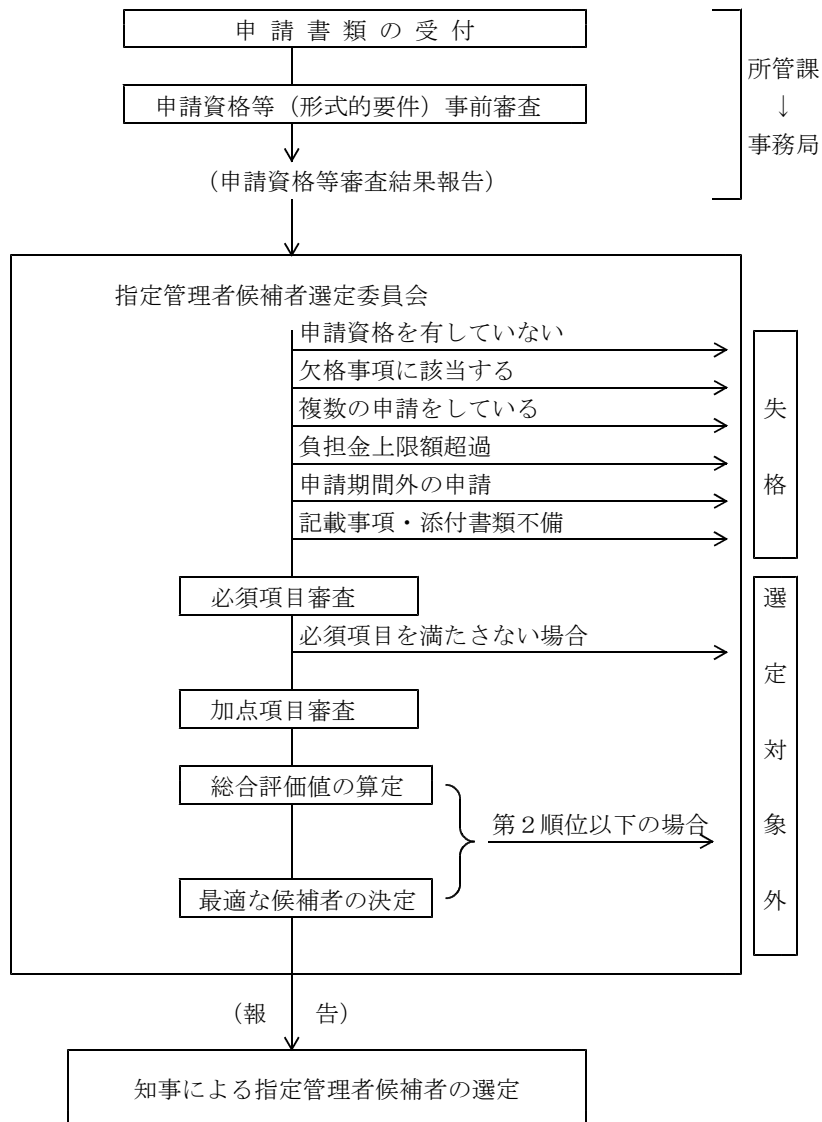
(4) 最適な候補者の選定

選定委員会において、加点項目審査の結果に基づく順位付けを行った上で、選定委員会運営要領第5条に定める方法により、最適な候補者を決定し、知事に報告する。

知事は、選定委員会の報告を踏まえて最適な候補者を選定する。

<参考>

指定管理者候補者決定までの事務の流れ



【表 1】申請資格等（形式的要件）審査に係る審査項目

申請資格等（形式的要件）審査項目					
① 申請資格を有していること					
② 欠格事項に該当しないこと					
③ 複数の申請をしていないこと					
④ 収支計画書に記載された負担金の総額が、公募要項に記載した上限額以下であること					
⑤ 申請書類が申請期間内に持参又は郵送により所定の提出先に提出されていること					
⑥ 申請書類の記載事項に不備がないこと					
				単 体	コンソーシアム (構成員)
申 請 資 格		説 明			
ア	団体であること。	法人であるかどうかは問わない。		○	○
	北海道内に事業所又は事務所を有すること。	本店や主たる営業所に限定しない。		○	○ ※注 2
イ	道立施設の管理を目的として基本財産または資本金に出資または出捐を受けていないこと。			○	○
欠 格 事 項				単 体	コンソーシアム (構成員)
ア	団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体			○	○
イ	団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体			○	○
	① 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者 ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ③ 道における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者				
ウ	破産宣告を受けた法人又は精算法人			○	○
エ	次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人			○	○
	a) 道の知事 b) 道議会の議員				

※注 1 申請書類の補正等を求める場合は、申請期間内に、期間を定めて行います。

注 2 コンソーシアムの場合については、コンソーシアムのすべての構成員が申請資格を有し、欠格事項に該当しないこととします。

【表2】 必須項目審査に係る審査項目

選 定 基 準	必 須 審 査 項 目	適 合 状 況 ※ (主 な 審 査 資 料)
① 正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。	<b>【平等利用の確保】</b> a) 利用条件が、住民の利用を不当に拒否し、又は制限するものでないこと	(業務計画書)
② 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	<b>【法令等の遵守】</b> a) 関係法令及び設置条例等の趣旨及び規定に違反していないこと <b>【要求水準の充足】</b> b) 業務の細目毎に要求水準を満たしていることが確認できること c) 利用者数等の見込みが、管理の目標に定める水準を満たしていること <b>【安全確保等】</b> d) 利用者の安全確保のための定期的な巡回指導及び点検等が行われること <b>【道全体として取り組むべき課題への対応】</b> e) 道の事務・事業に関する実行計画に掲げる「目標達成に向けた具体的な取組」の3～4に示されている温室効果ガスの排出抑制に向けた取組が確認できること f) ICT（情報通信技術）を活用した利用者の利便性向上のための取組が確認できること	(業務計画書)  (業務計画書)  (業務計画書)  (業務計画書)
③ 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。	<b>【維持管理業務実施体制の確立】</b> a) 責任と役割の分担、消防、警察、病院など関係機関との緊急時の連絡体制を整備していること b) 要求水準に定める管理に必要な人員数を充たしていること <b>【資産及び財務の状況】</b> c) 過去3年間に著しい資産の減少又は収支の悪化が認められないこと d) 道税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと <b>【法令遵守能力等】</b> e) 団体の目的等が、公序良俗に反しないものであること f) 役員等（法人でない団体にあつては、代表者）に禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終えていないものがいないこと g) 団体又は役員等が「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの、又は同法第2条第6号の暴力団員に該当しないこと h) 社会保険等の届出義務を履行していること	(業務計画書)  (業務計画書)  (財務関係資料)  (納税証明書)  (定款・寄付行為、誓約書等) (誓約書等)  (役員名簿、誓約書等)  (社会保険等届出義務履行証明書類)
④ 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	<b>【収支計画の妥当性】</b> a) 事業計画と収支計画が整合していること b) 各種発生費用が市場価格と極端に乖離していないこと c) 年度ごとの極端なキャッシュフロー変動や資金不足がないこと	(業務計画書、収支計画書) (業務計画書、収支計画書) (業務計画書、収支計画書)
⑤ 事業内容が、北海道男女平等参画推進条例第14条第2項に規定する「道民及び民間の団体が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設」としてふさわしいものであり、かつ、北海道立女性プラザ条例第3条に規定する各事業を効果的・効率的に実施する提案内容であること。	<b>【知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準】</b> a) 北海道男女平等参画推進条例の趣旨を踏まえ、拠点となる施設として十分な機能を発揮できる業務計画の内容となっていること b) 北海道立女性プラザ条例の趣旨を踏まえ、各事業が効果的・効率的に実施する提案内容となっていること	(業務計画書、収支計画書)

※ 申請書類で確認できない事項については、ヒアリング等を実施して確認します。

【表3】 加点項目審査に係る審査項目及び配点表

審 査 項 目		配 点
条 例 第 四 条 関 係 一 号 か ら 四 号 第 四 条 第 五 号	1 正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。	( 5 点)
	2 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	(20点)
	① 利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであること。	( 5 点)
	② 利用者の利便が図られ質の高いサービスの提供が期待できること。	( 5 点)
	③ 管理運営の基本方針や運営面の方策が公の施設の目的、関係法令と整合性が図られたものであること。	( 5 点)
	④ 道民との協働の効果を生かした女性プラザの運営が期待できること。	( 5 点)
	3 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。	(10点)
	① 業務遂行に必要な人員の配置及び技術・能力の育成等に関する計画等が適切であり、業務を安定して行う実施体制が確立されていること。	( 5 点)
	② 業務処理を安定して行うために必要な知識、経験、ノウハウ等を有しており、業務運営に活かすことが期待できること。	( 5 点)
	4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	(30点)
	① 道が支払う管理費用の総額が安価であること。	(20点)
	② 収支計画書の内容が適切であること。	(10点)
	5 施設の性質又は目的に応じて定める基準 業務計画書の内容が、次の北海道立女性プラザ条例に規定する施設の役割を積極的に推進することが期待できるものであること。	(35点)
	① 女性に関する諸問題及び男女平等参画について積極的に情報を収集・提供する内容であること。	( 7 点)
② 女性に関する諸問題及び男女平等参画について積極的に調査研究を行う内容であること。	( 7 点)	
③ 女性に関する諸問題及び男女平等参画についての研修会、講演会等を積極的に主催し、その開催を援助する内容であること。	( 7 点)	
④ 男女平等参画に関する活動や女性が行う自主的な交流活動、文化活動及び健康づくり活動を積極的に援助する内容であること。	( 7 点)	
⑤ 女性に関する諸問題についての相談に積極的に応ずる内容であること。	( 7 点)	
合 計	100点	

【表4】評価方法

	加点項目に係る提案内容評価の意味合い（判断基準）	評価レベル	得点化方法
定性的 評価 項目 に 対 す る 五 段 階 評 価	○ 提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づいていて非常に的確である。 ○ 提案内容が、有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性の点で非常に優れている。	A	配点×1.00
	○ 提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づいていて的確である。 ○ 提案内容が、有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性の点で優れている。	B	配点×0.75
	○ 提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づいていて、おおむね的確である。 ○ 提案内容が、有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性の点でおおむね水準を満たしている。	C	配点×0.50
	○ 提案内容に当該評価項目についての理解・認識は認められる。 ○ 提案内容の有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性は、あまり認められない。	D	配点×0.25
	○ 評価項目についての理解・認識がなく、提案内容が加点水準まで達していない。 ○ 提案内容に、加点水準までの有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性が認められない。	E	配点×0.00
	価格 に 対 す る 評 価	<p>○ 申請者中、収支計画書の「道が支払う管理費用の総額（<u>5ヶ年</u>の総額）」が予定価格の範囲内で最低額の者を1位とし、配点を満度に付与する。 他の申請者の得点は、以下の「最低入札価格除算方式」により算出する。</p> <p>&lt;算出例&gt; 例（最低入札価格除算方式） 配点を20点とした場合 申請者A：道が支払う管理費用総額 50,000千円（最低価格1番札） 得点→20点×1.00=20点  申請者B：道が支払う管理費用総額 50,559千円（2番札） 得点→20点×50,000千円／50,559千円 =19.778点≒19.78点（小数点以下第3位四捨五入）</p>	

## 加点審査項目に係る評価の視点

得点化に当たっては、各審査項目ごとに次に示す評価事項の視点から審査を行い、各評価事項の達成率（満足度）に応じて、別表により評価を行う。

ただし、4の①の「管理費総額」に関する評価事項については、表4「評価方法」中、「最低入札価格除算方式」による。

### 【評価事項の視点】

- 1 正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。
  - ① 施設の利用にあたり、利用者の平等利用を確保できること。〔配点5点〕
 

《評価事項》

    - a 特定の個人、団体を優先することにならない。
    - b 利用承認や利用料金の設定に不当な利用拒否又は不平等な取り扱いが行われる恐れがない。
    - c 平等利用を確保するための具体的手法が盛り込まれている。
- 2 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
  - ① 利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであること。〔配点5点〕
 

《評価事項》

    - a 具体的かつ効果的な方策が提案されている。
    - b 利用促進事業の計画が、利用者にとって利用しやすい時期を考慮して策定されている。
    - c インターネットの活用、地域団体への働きかけなど、利用促進に係る多様な手法を組み合わせた提案内容である。
  - ② 利用者の利便が図られ質の高いサービスの提供が期待できること。〔配点5点〕
 

《評価事項》

    - a 具体的かつ効果的な方策が提案されている。
    - b インターネットを活用するなど情報提供サービス（施設内容、行事内容等）が充実している。
    - c 身障者、高齢者への配慮に関する提案がなされている。
    - d その他、利用者へのサービス提供への配慮についての優れた提案がなされている。
  - ③ 管理運営の基本方針や運営面の方策が公の施設の目的、関係法令と整合性が図られたものであること。〔配点5点〕
 

《評価事項》

    - a 管理運営の基本方針が施設の目的に合致している（北海道立女性プラザ設置条例）。
    - b 個人情報（公の施設の管理に係るものに限る。）の適正な管理のための措置が講じられている（北海道個人情報保護条例）。
    - c 緊急時の対応などについて、適切な措置が盛り込まれている。
  - ④ 道民との協働の効果を生かした女性プラザの運営が期待できること。〔配点5点〕
 

《評価事項》

    - a 具体的かつ効果的な方策が提案されている。
    - b 参加インセンティブが高まる道民にとって魅力ある協働事業が提案されている。
    - c 施設の効果的な管理運営に利用者や有識者の意見を十分反映できる体制づくりが提案されている。
    - d その他道民との協働に係る優れた提案
- 3 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。
  - ① 業務遂行に必要な人員の配置及び技術・能力の育成等に関する計画等が適切であり、業務を安定して行う実施体制が確立されていること。〔配点5点〕
 

《評価事項》

    - a 業務の内容に応じ、専門的な知識・経験等を有する職員を配置できること。
    - b 業務遂行に係る意思決定を迅速に行える組織体制であり、責任の所在と役割の分担が明確であること。
    - c 職員の資質向上を図るための定期的な研修等の実施が計画されていること。
  - ② 業務処理を安定して行うために必要な知識、経験、ノウハウ等を有しており、業務運営に活かすことが期待できること。
 

《評価事項》

    - a 団体が業務処理を安定して行うために必要な知識、経験、ノウハウ、資産その他の能力を有していること。
    - b 上記知識、経験、ノウハウ、資産その他の能力を業務運営に活かしている提案内容であること。
- 4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
  - ① 道が支払う管理費用の総額が安価であること。〔配点20点〕
 

《評価事項》

    - a 道が支払う管理費用の総額が、より安価なものである。
    - b 維持管理及び事業実施コスト縮減に当たっての基本的な考え方
    - c 維持管理業務及び事業実施業務に係る経費積算の考え方
    - d その他コスト縮減に関する優れた提案



② 収支計画書の内容が適切であること。〔配点10点〕

《評価事項》

a 業務計画書と収支計画に整合性があること。

5 施設の性質又は目的に応じて定める基準

業務計画書の内容が、次の北海道立女性プラザ条例第3条に規定する施設の役割を効率的かつ効果的に推進することと期待できるものであること。

① 女性に関する諸問題及び男女平等参画について積極的に情報を収集・提供する内容であること。

〔配点7点〕

《評価事項》

a 多角的な情報を多様な機会を通じて多様な媒体を有効に活用して行う提案内容であること。

b 地域の活動や地域間のネットワークづくりに資する提案内容であること。

c 女性の活躍促進、女性に対する暴力の根絶、男性にとっての男女平等参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）、国際比較や先進国の事例などテーマごとに効果的に理解を深める提案内容であること。

② 女性に関する諸問題及び男女平等参画について積極的に調査研究を行う内容であること。〔配点7点〕

《評価事項》

a 社会的要請に即応した事業を展開するため、また、男女それぞれが置かれた状況を客観的に把握するための調査研究であること。

b 調査研究の成果を公表する媒体が道民が活用しやすい方法であること。

③ 女性に関する諸問題及び男女平等参画についての研修会、講演会等を積極的に主催し、その開催を援助する内容であること。〔配点7点〕

《評価事項》

a 主催事業について、多くの参加者が期待でき、個々の参加者が満足できる提案内容であること。

b 主催事業について、男女平等参画の推進活動を行っている団体のネットワーク形成や指導者育成に資する提案内容であること。

c 主催事業の開催にあたっては、オンライン開催を併用するなど、利用者の利便性に資する提案内容であること。

d 開催援助事業について、特定の団体に偏らず、なるべく多くの地域で行う提案内容であること。

e 市町村や団体等のニーズを取り入れ、開催意欲が喚起される提案内容であること。

④ 男女平等参画に関する活動や女性が行う自主的な交流活動、文化活動及び健康づくり活動を積極的に援助する内容であること。〔配点7点〕

《評価事項》

a 利用者のニーズを取り入れ、利用者間の交流やネットワークづくりを促進できる提案内容であること。

⑤ 女性に関する諸問題についての相談に積極的に応ずる内容であること。〔配点7点〕

《評価事項》

a 利用者のニーズや他機関の実施状況を勘案した効率的かつ効果的な提案内容であること。

b 専門家を配置するなど相談者の問題解決に資する提案内容であること。

c オンライン相談を併用するなど、利用者の利便性に資する提案内容であること。